

# マルサスと其の社會經濟史的背景

室 谷 賢 治 郎

## 一、緒 言

英國の社會經濟史上、トマス・ロバート・マルサス(1766—1834)は産業革命との關係に於て特殊の地位を占めて居る。蓋し英國古典派の經濟學の父アダム・スミスは産業革命の未だ成就せられぬ以前に生活し著作したのに對し、マルサスは産業革命の轉變をまのあたり觀て論を爲したのである。マルサスと産業革命との關聯は「十八世紀英國産業革命史論」の著者アーノルド・トインビーが次の如く言へるに顧みても其の密接を知るべきである。曰く「マルサスの人口論は當時既に盛んに進行しつゝあつたところの産業革命の所産と考へて良からう<sup>1)</sup>」之を吾國に於ける「マルサス人口論の研究」の一家たる伊藤久秋教授の言を藉りて詳言すれば、「産業革命の前晩に草したるスミスの目的は、洋々たる前途の幸福を望む航海者の立場にふさはしい。産業革命の渦中に書きたるマルサスの目的は、翻つて、來しかたの荆棘を見る旅人の立場に似つかはしい。一は遠望者であり、

1) Arnold Toynbee, Lectures on the Industrial Revolution of the Eighteenth Century in England. London 1923. p. 65. 芝野十郎譯「十八世紀英國産業革命史論」一〇八頁

他は回想者である。一は望むに忙しく、他は回想の餘裕をもつた。<sup>1)</sup>」

然らば英國に第十八世紀の後半から第十九世紀の初頭に亙つて起つたところの産業革命の經過を叙述することは、直ちにマルサスの社會經濟史的背景を寫し出すことになるかと言へば固より然りである。併しなから斯かる廣汎なテーマは本稿の如き紙幅の制限あるものゝ取扱ふことを許されぬところであるから、茲には産業革命の發展に伴ふ諸般の社會的困難にしてマルサスの心情に切實に訴へマルサスをして遂に人口論を執筆するに至らしめた限りの歴史的事實を考察することを適當とする。

一七九八年匿名を以て公にせられた人口論第一版は、著者自ら序文の冒頭に言ふやうに、「本論文はゴドウインの研究者中に於ける論文の主題、即ち貪慾と浪費とに關する一友人との會話に負ふ<sup>2)</sup>」ものである。併しながら同時に人口論はマルサス當時の救貧法改正案なる時事問題に觸れて居ることを閑却してはならぬ。此の點に於て米國の「社會科學大辭典」の執筆者が左の如く教へるのは謬の無いところである。曰く、「マルサスの人口論は一部分は一七九六年のピットの救貧法案に特に示されるところの慈善といふ辨別無き政策に對する攻撃であつた。救貧法案は之を保守政府が封建社會及び重商社會の崩壞と之に伴ふ近世工業主義の發生より生ずる困難に打克たんと努力して追及しつゝあつたものである。」<sup>3)</sup>マルサスが時事問題に少からざる注意を向け、時に理論よりも重視する傾のあつたことは否み難いところで、英國に於けるマルサス研究の泰斗ジエームス・ボナーの如きはリカルドオよりマルサスへの一書簡<sup>(註)</sup>を引いて、「マルサスに於ては想像

- 1) 伊藤久秋著「マルサス人口論の研究」二〇五頁
- 2) An Essay on the Principle of Population, as it affects the Future Improvement of Society. London 1798.  
谷口吉彦譯「マルサス人口論」序言  
高野岩三郎・大内兵衛共譯「マルサス人口の原理」序
- 3) Talcott Parsons, Malthus. (Encyclopaedia of the Social Sciences. Vol. X. p. 68.)

的事例は稀有の例外であり、生活或は歴史からの實例が原則である。マルサスは——彼自身の語法を用ふれば——科學を「功利」に従屬せしめんとした程、此の方向に行き過ぎて居る。(中略)マルサスにとつては眞理の發見は社會の改良よりも重要でなかつた。經濟上の眞理が改良の手段と爲されぬときは、彼は之に對する興味を失つたかの如く見える。<sup>1)</sup>とまで論じて居るのである。

(註) 一八二〇年十一月二十四日附リカルドオよりマルサス宛の書簡の一節に次の如くある。「思ふに我等の相違は或る點に於て貴下の拙著を觀察するや小生が意圖する以上に實際的のものとなせられることに歸せらるべく候小生の目的は諸原理を明かにするに在り之が爲めに小生は斯かる諸原理の作用を示し得べき極端なる場合を想像致したるものに御座候。」

尤も論者によつては人口論を以てマルサスの性格の二元主義に關する評註であると見る者がある。此の論者に従へばマルサスは「確證無くしては己れの望むことを信ぜしめる如き把握を己れの悟性の上に獲ることなかりし<sup>2)</sup>」ところの科學者であると同時に、神の道を世人に傳へることに身を捧げた僧侶である。人口論の後半にマルサスは其の公準を攝理の意思と調和せしめやうと努め、人口の原理中には恩寵の目的があつたと自ら満足しつゝ示して居る。即ち神は世界を現に見らるゝ如く創造したけれども、それは人間を審判によつて試験せんが爲めではなくて、文明の基くべき規律性及び計慮性といふ徳を開發すべき訓練の過程を與へんが爲めである。生活が安易に過ぎるときは人間は決して其の可能性を實現せぬであらう。人口の原理が地上に齎されたのは實に人間が理性を操練せんが爲めに外ならぬと論者は解釋するのである。<sup>4)</sup>

- 1) James Bonar, Malthus and his Work. London 1885. p. 213. 堀經夫・吉田秀夫共譯「マルサスと彼の業績」二九五頁
- 2) Letter quoted by Empson in Edin. Review, Jan. 1837.
- 3) Essay, First editlon, Preface, pp. iii—iv.
- 4) Cf. James Alfred Field, Essays on Population and other Papers. Compiled and edited by Helen Fisher Hohman. The University of Chicago Press, 1931. p. 261.

何れにせよマルサスが人口の原理を説いた裡には時代の窮厄に對する切々たる關心が見られる。マルサスは傳記學者の告げるやうに、一七八四年歳十八にして劍橋大學ジーサス・カレッジ Jesus College に入り、主として自然科學及び數學を修め、「端正な自然哲學者」たらんと欲した。而して一七八八年卒業の際には數學優等生 (Ninth Wrangler) としてバチエラー・オブ・アーツの學位を授けられた<sup>1)</sup>。即ちマルサスは素と自然科學を研究したが、漸次に社會科學に興味を抱き遂に人口論を著すに至つたのである。固より其の人口論の中には「人口は制限せられざる時は幾何級數を以て増加し、食物は算術級數を以て増加するに過ぎぬ<sup>2)</sup>」といふ數學的様相が特に窺はれるけれども、斯くマルサスに於て教育の傳統と業績の獨創とが混淆して居る事實は、社會の變動を省察せんとする學徒にとり興味ある與件であらねばならぬ。人口論執筆に際して會話を交へた所謂「一友人」たるマルサスの父ダニエル・マルサスは始め傳統的の靜かな生活を送つたが、次第に佛蘭西革命の思想に共鳴し、終りにはヴォルテアと文通しルソオの指定遺言執行者となつた<sup>3)</sup>と謂はれる程矯激となつた。之に對して息のロバート・マルサスは偏好せる教育から出發し、次いで國教徒となり、著作を通しては保守主義者の東道となつた。是れを時勢が前代のマルサスの自由主義に追付いたものと見るべきか、將たマルサス一家がロバートに至つて保守主義に復歸したものと考ふべきかの問題に移すとき興味は益深められて行くのを覺える。マルサスの姿を其の時代の反映に於て見んとする者は、英國の空氣の中に醸生せられた功利主義と宗教的目的觀といふ一見相容れざる二つの思想の合體によつて右の特異性を解かんとするが、併しマルサス自身は常

- 1) 内田銀藏博士稿「マルサス先生略傳」經濟論叢 第二卷第五號 (大正五年五月號) 所載參看。  
Cf. Leslie Stephen, The English Utilitarians. vol. II. London 1900. p. 139. Essay, 1st ed., p. 14.
- 2) J. Bonar, Malthus. (Palgrave's Dictionary of Political Economy. Vol. II. p. 668.)
- 3) 伊藤久秋著、前掲書三七一頁參看。
- 4)

に時代の幸福に留意し、實際の經驗を尊重する趣旨を明言して居るのである。

例へば人口論初版の第十六章には次の如き言がある。「博士アダム・スミスの研究の揚言した目的は諸國民の富の性質及び原因である。併しながら其の他に尙ほ彼が時に之と混同したところの、恐らく更に興味ある一の研究がある。といふのは諸國民の幸福又は各國民の中最も多數の階級たる下層社會の幸福及び快樂を左右する諸原因の研究のことである。吾人は此等二個の問題が密接なる關係を有すること、而してまた一國の富を増加する傾向ある諸原因が同時に一般的に言へば國民の下層階級の幸福を増進する傾向を有することを十分に熟知して居る。併し恐らく博士アダム・スミスは此等二個の問題を實際よりも更に密接な關係あるものと考へ、少くとも彼は一社會の富が（彼の富の定義に従へば）増加するに拘らず、其の社會の勞働階級の快樂を増進するが如き何等の傾向無き場合あることを注意する追が無かつたやうである。」<sup>1)</sup> アダム・スミスが富の性質と原因とを研究した如く、マルサスは貧の性質と原因とを研究しつゝあつたと謂はれる所以は茲に存する。<sup>2)</sup>

また一八二〇年に公にせられたマルサスの經濟原論は表題に特に「其の實際の適用を目的として考察す」といふ語を添へ、序言中に下の如き句が見出される。「現在經濟學者の間に存する誤謬と異論との第一の原因は簡單化し一般化せんとの輕卒なる企圖を爲すに在るやう見受けられる。而して其の實際上の反對者が部分的事實に屢訴へ忽卒の推論を爲す一方に、此等の學者は反對の極端に奔り、錯雜せる事物に關して専ら其の眞理と實利とを樹立し得べき廣汎なる且つ包括的なる經驗に據り理論を十分に吟味しやうとはしない。」<sup>3)</sup>「本書の特殊

1) Essay, 1st ed., pp. 303—304.

2) Cf. Bonar, Malthus and his Work, p. 5.

3) Malthus, Principles of Political Economy, considered with a View to their practical Application. London 1920. Introduction p. 5.

目的の一は實際に適用せんが爲めに經濟學の一般原則を準備しやうとするに在る。それは屢經驗に訴へ、且つ特定の現象の發生に於て起る凡ゆる原因に就き吾人の能ふ限りの包括的な見解を採ることによつて爲すのである。」<sup>1)</sup>

然らばマルサスが最も念慮に置いた時代の根強い事實は何であるか。是は彼の人口論の據つて立つところの公準を分析することによつて求められると思ふ。即ちマルサスの立てる第一の公準「食物は人間の生存に必要なである」<sup>2)</sup>といふ場合の食物及び人間は何を意味するかを省みれば宜い。食物の問題は土地の生産力に關聯するが、同時に食物就中穀物の價格と密接な關係がある。人間の問題は増加し行く凡ゆる階級に及ぶけれども、特に下層貧民階級には切實である。マルサスの社會經濟史的背景を描き出さんが爲めには斯くて筆を穀價の状態より起し、貧民の生活に及ぼさねばならぬと考へるのである。

## 二、穀價上騰の趨勢

マルサスが人口論の初版を公にした一七九八年は、數年來諸物價の上騰した年である。蓋し一七九三年二月一日英國は佛蘭西より宣戰を布告せられ、二十三年間の大戦亂を交へる端緒を開き、對外商業信用を失墜し、加ふるに國內農作物は人爲の努力が費されたにも拘らず、天候に恵まれなかつたのである。此の點に於て「物價史」の著者トマス・トックは一七九三年を以て「英國にとつて、歐洲にとつて、否實に文明國にとつて年代

1) Ibid., p. 21.

2) Essay, 1st ed., p. 11.

記の上から最も記憶すべき年<sup>1)</sup>であるとして居る。また「英國農業の過去及び現在」の著者アーノル卿は「公開地及び共同牧場といふ古代の農業組織の缺陷が経験によつて匡正せられたのは一七九三年であると考へて宜い<sup>2)</sup>」と説いて居る。

いま一七九三年より一七九八年に至る食物の價格をトックの記す所に従つて少しく詳かに述べれば、先づ一七九三年は夏季甚だ旱天で、小麦は平年並であつたけれども春作は一般に不足であつた。其の爲め價格は收穫後に低落し、ウインヅオ市場に於ける相場は三月二十五日の通告節 Lady-day に一クオーターにつき五四志一<sup>1</sup>片であつたものが九月廿九日のミカエル祭 Michaelmas 以後には四五志となつた。翌一七九四年は春季に早熟し夏季は暑熱を得たが、豫想外の不作を示し前年の餘剰の不足と相俟つて、價格は騰貴した。但し直ちに消費を制限するまでには至らなかつた。此の年の冬期は非常の寒氣に襲はれた結果、作物に對する害を世人が恐れ、穀物の平均價格は次の如くなつた。

| 年     | 次     | 小 麥   | 大 麥    | 燕 麥   |
|-------|-------|-------|--------|-------|
| 一七九五年 | 一月一日  | 五五志七片 | 三四志二片  | 二一志二片 |
| 同     | 年七月一日 | 七七志二片 | 四一志一〇片 | 二七志八片 |

仍て政府は一七九五年夙に焦眉の食物不足を警告して非常對策を考案した。即ち佛蘭西向の穀物を積載せる中立國の船舶は凡て之を翁捕し、英國に回航せしめ、積荷を買取ることとしたのである。同時に政府はバルチ

1) Thomas Tooke, A History of Prices, and of the State of the Circulation, from 1793 to 1837. London 1838. p. 176. See Tooke and Newmarch, A History of Prices, from 1792 to 1856. Reproduced from the Original by T. E. Gregory, London 1928.  
 2) Lord Ernle, English Farming: Past and Present. 4th ed. London 1932. p. 224.

ツク海方面の諸港に於ける穀物を買集める代理商を任用した。夫れにも拘らず斯くして海外より供給せられた小麥の額は一七九五年に三十萬クォーターを出なかつた。此の一七九五年は、春季が氣候遅れで寒く、夏季風雨多く、收穫は平年よりも晚かつた。斯かる状態の下に在つては價格は益上騰するを免れず、英蘭及びウエールスの平均は此の年の八月に一〇八志四片に達した。然るに八月の中旬過ぎてより天候定まり、九月を通じて晴天を示したから、十月に入つては平均價格が七六志九片に低下した。但し元來不足を告げて居り、價格は再び著しく上騰した爲め、十月廿九日の議會開會の際國王の憂慮に満ちた敕諭が與へられた。是に於てか食物不足の性質や原因に關し、また之が救濟策に關し議論が沸騰した。十一月三日大藏卿は委員を任命し缺乏の狀況と其の救治方を調査せしめることにした。之によつて得られた穀價昂騰の説明は農地の獨占、投機或は買占賣崩、戰爭等であつた。而して終りに採用せられた救濟策は次の如き輸入獎勵金を與へる法律であつた。即ち數量が四十萬クォーターに達するまでは歐洲の南部より小麥に對しては品質に従ひ一クォーターにつき一六志より二〇志まで、また麥粉に對しては一ハンドレッドウエイトにつき六志、五十萬クォーターに達するまでは米國より同様、五十萬クォーターに達するまでは歐洲の他の地方よりは一二志乃至一五志、而して右の數量を超過るときは八志乃至一〇志、夫々獎勵金を與へるのであるが、其の有効期限は一七九六年九月三十日までとした。尙ほ救濟策としては家庭内に於けるパンの消費を三分の一程減ぜんとするものもあつたけれども、其他の生活資料も小麥と殆ど比例して騰貴したから、勞働階級は其の受ける賃銀によつては到底生活し得ぬやうにな



つた。農業労働者の間に騒動や一揆の発生したのは一部分右の如き結果に外ならず、茲に賃銀扶持制度が講ぜられたのである。併しながら窮厄は單に労働階級のみが瀕したのでなく、彼等の直ぐ上の階級、即ち廣く一定の貨幣所得に依るところの階級が感じ始めた。然るに地主階級にとつては斯かる時は地代を擧げ得るが故に繁榮を招く。農政學者アーサー・ヤングは此の點に關して次の如き周匝な觀察を與へたのである。

「一七九五年五月より一七九六年四月に至る十二箇月間の小麥の平均価格は、英蘭及びウエールスを平均して一ブッシェルにつき一〇志七片であり、大麥のそれは四志九片であつた。さて一七九四年に終る十二箇年の價格は小麥につき五志一〇片、大麥につき三志三片であつた。故に上述の年には價格は一ゲッシェルにつき小麥には四志九片、大麥には一志六片此の平均より超過したことになる。假に小麥の一年の消費を八、七〇一、八七五クォーターとし、大麥のそれを一〇、五四五、〇〇〇クォーターとしよう。尙二年間の平均の收穫の不足を當該期間に影響する限り小麥につき五分の一に達したとしよう。更に尙大麥は兩度の收穫の平均に於て中庸を得たとしよう。然る場合は左の如く消費せられるであらう。

六、九六一、五〇〇クォーターの小麥につき一ゲッシェル四志九片即ち一クォーター三八志の超過價格

一三、二二六、八四九磅

一ゲッシェル一志六片即ち一クォーター一二志の一〇、五四五、〇〇〇クォーターの大麥につき

六、三二七、〇〇〇磅

一九、五五三、八四九磅

故に若し此の論據にして正しく且つ是が不定の基礎の上に立つ計算として單に試みられたものとせば、農民は

此等の二つの商品のみで、不足を五分の一といふ甚だ多きものに見積つても收穫の不足以上に約二千萬磅收めたことになる。而も他種の食物の價格については一言の加ふる所無くして然うである<sup>1)</sup>。」

斯くて食物の不足と夫以上の缺乏の不安とは一七九六年の春に至つて絶頂に達し、小麥の平均價格は一〇〇志に及んだ。然るに此の年の收穫は豊富であり、加へて八十萬クオーター以上の輸入があつたから、小麥の價格は年末に五七志三片に下落し、此の下落は翌一七九七年の夏に至るまで繼續して四九志乃至五〇志となつた。一七九七年は春の來ること遅く、夏は不順で寧ろ涼しく、收穫時に風雨あつた爲め、作物は品質數量共に不良であつた。従つて價格は六月に五〇志のものが十月に六〇志に漸騰したけれども、年末には再び五二志九片に低落し翌年の一七九八年二月には四九志一〇片を告げた。此の低落は前年に於ける餘剩と四〇七、二四二クオーターの小麥の輸入とに歸せられるものである。

終りに一七九八年は如何と言ふに此の年は豐年に屬する。即ち夏暑く收穫も順調であり、小麥の作が最良であつた。平均價格は八月に五一志三片、十一月に四八志を示した。左に一七九八年の末と一七九二年の末とに於ける小麥の平均價格を並記すれば殆ど同じ高さに復したことを知り得る。

| 年        | 次 | 大 麥    | 小 麥    | 燕 麥    |
|----------|---|--------|--------|--------|
| 一七九二年十二月 |   | 四七志二片  | 二九志一〇片 | 一八志六片  |
| 一七九八年十一月 |   | 四七志一〇片 | 二九志〇片  | 一九志一〇片 |

1) Arthur Young, Annals of Agriculture, Vol. xxvi. p. 469. quoted in Tooke, p. 187.

詳言すれば英國は佛國と戦争を開始してより六年、公債を以て支辨する經費の膨脹に惱みつゝ穀價の上騰を経験し、復た以前の水準に歸つたのである。

穀價が右の如き大なる變動を受けたと同時に他の商品の價格も亦非常な浮沈を見た。之が數字のみを次に示さう。<sup>1)</sup>

|     | 一七九三—四年            | 一七九五—六年 | 一七九六—七年 |
|-----|--------------------|---------|---------|
| 灰   | (cwt 當り) 二四—三一志    | 六〇—七〇志  | 三九—五五志  |
| 亞麻  | (噸 當り) 二八—三二磅      | 五四—五七磅  | 四四—四五磅  |
| 大麻  | (同 右) 二二—二三磅       | 五八—五九磅  | 三二—三四磅  |
| 外國鐵 | (同 右) 一二磅—x        | 二三磅 五志  | 一九磅—五志  |
| 亞麻仁 | (クォーター 當り) 三五志—四〇志 | 六〇—六三志  | 三〇—三五志  |
| 油   | (噸 當り) 四二—四六磅      | 七〇—七一磅  | 六〇—六三磅  |
| 米   | (cwt 當り) 一五—一六志    | 四一—四三志  | 一五—一六志  |
| 牛脂  | (同 右) 三八—三九志       | 七八—八〇志  | 四六—四七志  |
| 木材  | (積載 當り) 四三志—x      | 八〇志—x   | 五〇—五五志  |

尙、植民地の物産の價格騰貴を物語る數字は次の通りである。<sup>2)</sup>

| 珈琲             | 一七九三—四年 | 一七九八—九年  |
|----------------|---------|----------|
| 球              | 七七一—九七志 | 一八五—一九六志 |
| ジャマイカ (cwt 當り) |         |          |

1) Tooke, Ibid., p. 189.

2) do., p. 190.

|   |   |      |        |    |           |           |
|---|---|------|--------|----|-----------|-----------|
| 砂 | 糖 | 黑    | (岡)    | 右) | 三二—五八志    | 六二—八七志    |
|   |   | 東印度白 |        |    | 六〇—七〇志    | 九六—一一五志   |
| 綿 |   |      | (封度當り) |    | 一志一片—一志四片 | 三志六片—四志六片 |
| 洋 | 紅 |      |        |    | 一二志—一二志三片 | 五四志       |
| 印 | 度 | 藍    | 東印度上等  |    | 七志六片—九志六片 | 一一志—一三志九片 |
| 胡 | 椒 | 黑    | (封度當り) |    | 一三片       | 二二片       |
| 蘇 | 方 | 木    | (噸當り)  |    | 六一八磅      | 四八—五〇磅    |
| 烟 | 草 |      | (封度當り) |    | 三片—五片     | 一一・五片—一六片 |

トックの見解に従へば各年代に於ける物價の高低といふ現象の主要なる原因を一般に説明する爲めには、季節の變化、戦争、及び通貨の諸項目に分類して爲すべきである。固より此の以外に價格に影響するものとしては人口の増加及び農工業の改良なる一般的性質を有するところの事情が存するけれども、此の二つの事情は其の作用反對の方向に於て一定であり且つ前進的であるから、價格の大變動を説明すべき論據の重要なる部分とはならぬのである。<sup>1)</sup> 仍てトックは右の一七九三年より九八年に至る價格の状態と共に同期間に於ける金融の状態をも併せ説くのであるが、茲には其の詳細を省き、彼自身の此の期間に對する觀察の摘要のみを拾つて見よう。即ち次の如くである。

一、此の時期は海外支拂の均衡の非常に逆な時で、貨幣の流通又は數量の増加せざる時であつた。是が原因となつて爲替の低落を招き、九五年及び九六年に地金の流出を來した。而して爲替が好調となり、地金が英蘭銀

1) Tooke, Ibid., Introduction. p. 5.

行の通貨増發と共に流入するや、海外支拂の停止を見た。

二、當時の銀行の重役は發行の制限によつて爲替の管理を爲すといふ原則を實行して有効なるを見た。

三、九四年及び九五年の大凶作の結果九五年及び九六年に食物の價格の騰貴を示し、同時に銀行通貨の減少を現はした。また通貨の増加と共に食物の價格低落し九八年の終には九三年の初の水準にまで降下した。

四、九六年より九八年の終までは食物及び一般に歐洲の物産の價格は低落したが、爲替の暴騰に伴ひ海外の物産の價格は凡て急騰した。而して其後一八一四年の初に至るまで達したことはない高さに上つた。

五、九六年より九八年の終に至るまでの穀物及び一般に歐洲の物産の價格の低落は公債により主として支辨せられたところの政府の經費の漸増に伴つた。

六、右の如くなるが故に此の時期に於ける特徴を爲す價格の非常な、且つ未曾有の變動を説明するものとしては戦争の需要の影響を假定することは通貨の影響を假定すると同様論據が乏しい<sup>1)</sup>。

さて以上の如き食物の價格騰貴の趨勢は、マルサスが五年の後即ち一八〇三年に人口論第二版を出し、著者名を掲げ自ら序文中に「之を一新著述と見るも可なり<sup>2)</sup>」と言ふに至つても異るところはなかつた。否、穀價は此の期間に於て英國史上嘗て見ざる最高に達し<sup>(註1)</sup>、トックをして次の如き摘要を語らしめたのである。

一、食物の價格は一七九九年の初には一七九三年以前の平均程低かつたけれども、他の歐洲産出の商品と共に空前の高さに進んだ。是は輸入の實際上及び危惧上の妨害を伴へる一七九九年と一八〇〇年との二大凶作の

1) Tooke, pp. 210—211.

2) Malthus, An Essay on the Principle of Population; or, A View of its Past and Present Effects on Human Happiness: with an Inquiry into Our Prospects respecting the Future Removal or Mitigation of the Evils which it contains. London 1803. Preface, p. v.

必然的結果であつた。

二、一八〇一年、二年及び三年の豊作の來復と海外よりの供給の障除去とにより、一八〇三年の終に於ける穀物及び他の歐洲物産の價格は前述の季節と、政治的妨害より高められるに至つたところの水準にまで降下した。

三、一七九九年及び一八〇〇年に於ける食物及び歐洲物産の價格の暴騰と共に新大陸よりの物産の價格の暴落が起つた。斯くて貨幣の單なる増發といふ如き一般原因の活動の推測を否定した。

四、一七九九年及び一八〇〇年に於ける食物及び一般に歐洲物産の價格の騰貴に銀行通貨の増加、金の價格の騰貴、並びに爲替の低落が伴つた。

五、一八〇一年の春以後に於ける穀物及歐洲物産の低落、金の價格の低落、並びに爲替の上騰に銀行券流通の夫れ以上の増加が伴つた。斯くて銀行券の増加は價格と爲替との前の變更の原因であるといふ推測を否定せしめる理由を與へた。其の故は若し右の如くであるとせば銀行券の夫れ以上の増加は價格の低落と爲替の回復とを妨ぐべきだからである。

六、食物及び他の多くの消費用品の價格は大掛かりの戰時にして且つ政府が其の經費支辨の爲めの公債を發行したところの一八〇三年に於ては平和の年たる一八〇二年(註)に於けるよりも低かつた。而して最後に軍需品の價格を除いては此の期間には戰時、需要の價格の狀態に於ける痕跡は認められず、また通貨の價值の低減は示さ

れなかつた。但し此の語を以て貨幣の増加に因る價格の騰貴を意味するものとし、商品の比較的稀少に因る騰貴を意味しないものとする。<sup>1)</sup>

(註 1) 一八〇〇年及び一八〇一年に於ける穀價が英國に於て前後に無き最高のものであることに就ては多くの異論を見ぬところであるが、アインル卿の掲げる穀價の表によれば右の兩年よりも一八一二年の價格の方が高くなつてゐる。即ちアインル卿の示す數字は次の通りである。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 一八〇〇年 | 一一三志一〇片              |
| 一八〇一年 | 一一九志六片               |
| 一八一二年 | 一二六志六片 <sup>2)</sup> |

併しながらトックの掲げる表によれば次の如く一八一二年に於ける穀價は甚だ大であるが、一八〇〇年及び一八〇一年に於けるものには及ばぬ。

|       |                      |
|-------|----------------------|
| 一八〇〇年 | 一二七志〇片               |
| 一八〇一年 | 一二八志六片               |
| 一八一二年 | 一一八志〇片 <sup>3)</sup> |

またトインビーも穀價は「一八〇〇年及び一八〇一年には一二七志及び一二八志六片といふ最高限に達し、吾等を第十四紀以來の飢饉に殆ど瀕せしめた<sup>4)</sup>」と述べて居る。

(註 2) 一八〇二年にアミアン平和條約が結ばれ英佛の戦争は一時治まつた。併し翌一八〇三年に再び開戦を見た。マルサスは此の間に第二回の海外旅行に出て、佛蘭西及び瑞西を歴訪して歸國することが出来た。

マルサスは人口論の初版を出した翌年即ち一七九九年に友人數名と共に第一回の海外旅行を企て、獨逸、瑞

1) Tooke, pp. 252—254.  
 2) Ernle, op. cit. Appendix III. (ii). p. 441.  
 3) Tooke, Appendix. p. 389.  
 4) Toynbee, op. cit. p. 82.

典、諸威、芬蘭及び露西亞の一部を訪れたが、歸國後英國に於ける食物の價格が他國に於けるよりも遙かに高いのを發見し、再び匿名で小冊子を公にした。此の小冊子は題して「食物の現在の高價なる原因の一研究」(An Investigation of the Cause of the Present High Price of Provisions. 1800)と曰ひ、其の目的はボナーの説く所によれば食物の價格が缺乏に基くものとしては法外に高きことを示すに在つた<sup>1)</sup>。而して同時にマルサスは其の一節に人口論が既に一年以上版の絶えてゐることを言ひ、他國の記述を例證して更に一般の注意に値するものたらしめんが爲め第二版の刊行を延期してゐると記した<sup>2)</sup>。一七九九年及び一八〇〇年に於ける穀價の暴騰無かりせば、マルサスをして右の如き冊子を性急に出版せしめたであらうかを疑つて差支ないと思ふのである。

人口論はマルサスの生前尙一八〇六年(第三版)、一八〇七年(第四版)、一八一七年(第五版)、及び一八二六年(第六版)と版を重ねたけれども<sup>3)</sup>、此等の年に於ける穀物の價格は事實上決して低くならなかつた。試に平均價格のみを採るも、一八〇〇年より一八〇九年に至る間は八二志二片、一八一〇年より一八一九年に至る間は八八志八片を示し、之を遡つて一七七〇年より一七七九年に至る四五志、一七八〇年より一七八九年に至る四五志九片、一七九〇年より一七九九年に至る五五志一片に比するとき<sup>4)</sup>、如何に其の騰貴が甚しく且つ遞昇の一路を辿りつゝあつたかを知るに足るのである。さればこそキヤナンは當時の英國に就て謂ふ。「國內の經濟狀態の中、如何に皮相なる觀察者と雖も銘刻せしめられざるを得ぬ二つの特徴があつた。即ち穀物の高き

1) See Bonar, Malthus and his Work, p. 307.

2) 小泉信三、マルサス人口論解題〔岩波書店刊行、經濟學古典叢書、伊藤秀一・寺尾琢磨共譯、マルサス人口論(第六版)〕二四—五頁參照。

3) 河上肇稿「マルサス人口論初版以下各版ノ差異」經濟論叢、第一卷第二號(大正四年八月號)所載參照。

4) See Porter's Progress of the Nation, 1836, pp. 156—157.



價格と耕作の改良擴張とが是れである。<sup>1)</sup> 然らば停止することなく改良せられ擴張せられつゝあつた農耕の狀態は吾等回顧の時期に於て如何であつたか。節を改めて之を説かう。

(註) キヤナンは特に「一八一三年の頃」と書いて居るけれども、是は學說史の上から論ぜられたこととて、社會經濟史の上からは深く泥むことを要せぬところである。

### 三、農業の改良と擴張

マルサスの人口論の出發點を爲す食物、就中穀物の價格が第十八世紀の末葉より第十九世紀の初頭に亘つて前古類ひ無き騰貴を示したことは右に見た通りである。是に於て當時の英國には農業の改良と擴張とが著しく促進せしめられ、人をして英國の産業革命の時代は同時に農業革命の時代であると唱へしめるに至つたのである。

先づ農業の技術的改良に關してはジョージ三世(1738—1820)、タウンゼント卿(1674—1738)、ロバート・ペークウエル(1725—1795)、ヨーク・オブ・ホルカム(1752—1842)等が與つて力があつた。ジョージ三世は頗る熱心な農業改良論者であつて、嘗て農業上の見解を發表した書中に親しく“Farmer George”と署名したと傳へられる。王の治世中に國內の各地には種々の農會が設立せられ、多くは永續しなかつたけれども、當時の農業を鼓吹する新精神を示すには十分であつた。就中一七九三年に有名な農政家ジョン・シンクレア卿(1754

1) Edwin Cannan, A History of the Theories of Production and Distribution in English Political Economy from 1776 to 1848. 2nd Ed. London 1903. p. 148.

—1835) を總裁とし「アサー・ヤンメン (1741—1820) を書記長とする Board of Agriculture (註) が創立せられ、國內の農業状態に關する資料を蒐集することとした。

(註) Board of Agriculture は今日の内閣に於ける一省の如きものではなくて、寧ろ政府から補助金を受ける Royal Society の如きものであつた<sup>1)</sup>。The Annals of Agriculture なる定期刊行物を出したが、一八二二年に廢止せられた。但し其後一八三八年には Royal Agricultural Society、一八四二年には Agricultural Chemistry Association が設立せられた。

タウンゼント卿は一名 “Turnip Townshend” と呼ばれた程の人物で、一七三〇年政界から身を退き、蕪及びツメクサ (clover) の栽培に専念し、従來の農耕法の上に大なる變革を興へた。蓋し従來英國では所謂三圃農法に依り耕作地を三分して其の一を休耕地とする慣習があつたのを、タウンゼント卿は此の休耕地に蕪其他の root crops 及びツメクサ・ムラサキウマニヤン (Lucerne)・ドクムギ (Tye-grass) 其他の artificial grasses を栽培し、單に地味の更新を圖つたのみならず、舊來缺乏してゐた冬期に於ける家畜の飼料を供給することに成功したのである。此の農法を Norfolk system 或は four-course system と稱する。斯くてタウンゼント卿は彼以後に生れ來る幾百萬の人類の爲めに穀類を供給する路を拓いたのであるが、間も無く之と同様のことを肉類の供給に就いて爲した者が現れた。それはベークウエルであつて、彼は牛や羊を單に駄獸として若しくは採毛の爲め飼養するに止めず、其の肉を食用に供することを知らしめた。又牛や羊の新種を盛んに作つたから、スミスフィールド市場に於ける牛羊は十八世紀の始めと終りとで重量に於て二倍乃至三倍の相違を示したと言はれる。<sup>(註)</sup>

- 1) J. L. Hammond and Barbara Hammond, The Rise of Modern Industry. 2nd ed. London 1926. p. 74.
- 2) J. M. Rigg, Charles Townshend, in The Dictionary of National Biography. (ed. 1922) Vol. XIX. p. 1042.

(註) プレンタン及びアーニル卿の記すところによれば、平均重量は次の如くである。

|   |   |       |                    |
|---|---|-------|--------------------|
| 牡 | 牛 | 一七二〇年 | 一七九五年              |
| 犢 |   | 三七〇封度 | 八〇〇封度              |
| 羊 |   | 五〇封度  | 一四八封度              |
| 山 | 羊 | 二八封度  | 八〇封度               |
|   |   | 一八封度  | 五〇封度 <sup>1)</sup> |

併しながら右の人々よりも更に多方面に亘つて農業の改良に努めたのはコーク・オブ・ホルカムである。彼は大地主であつたから、地代の増徴を拒む小作人の貸地を取上げ、其の代りに絶えず肥料を施して地味の肥沃を計り新たな穀物を栽培し、他方家畜を小屋飼ひすることを始め、其の飼料として油粕 (oil cake) を與へ、更に模範的農業家屋を建てる等のことを爲した。斯くて彼の收納した地代は一七七六年約二千磅であつたものが四十年を経た一八一六年に約二萬磅に増加したと説かれて居る。唯だ此の事たる倦むことを知らざる個人の經營の結果たると同時に巨額の資本の支出の結果たることを忘れることは出来ぬのである。

次に農業の擴張に就ては、土地の兼併即ち圍込み (Enclosure) が特に第十八世紀の後半に顯著となつた。固よりエンクロージャの運動は既にチュードル王朝の時代、換言すれば第十五世紀・第十六世紀の頃にも行はれたが、併し之は第十八世紀のエンクロージャに比べると甚だ小規模のものに過ぎなかつた。由來英國の農業組織はマノア (manor) の制度に基いたもので、マノアは一の村落と其の周圍にあつて村民が耕作する土地と

- 1) Lujo Brentano, Eine Geschichte der wirtschaften Entwicklung Englands. II. Bd. S. 397. Lord Ernle, op. cit. p. 188.
- 2) William James Ashley, The Economic Organization of England: An Outline History. London 1914. p. 136.

から成つたものである。而して各のマノアには領主があり、領主直轄の地即ち“*Demense*”と小作人の土地即ち“*land in villeinage*”とは區別せられた。此の“*land in villeinage*”は元來公開地(*Open-field*)で耕地・牧場・森林等何れも共同に用益せられ、其の耕作の方法は三圃農法を主とする輪栽に依つた。然るにマノアに於ける耕地は極めて小さな單位に分割せられ、一エーカー乃至半エーカーの地片が彼方此方に交錯するといふ有様であつたから、甲の地片から乙の地片へ到るに時間の浪費せられることが少くなかつた。また一人の小作が灌漑を起しても其の隣人が之に和さざるときは其の企は殆ど徒勞に終つた。要するにマノアの公開地制は當初の第十三世紀に於てこそ無知な農民に訓練を與へ、一定の標準を保つ上に於て農業の進歩を助けたけれども、土地の生産力が問題とせられるに至つては寧ろ進歩を妨げるものと考へられたのである。夫故に第十五世紀・第十六世紀の頃英國の羊毛に對する需要が外國から起つて來たとき、マノアの領主は相次いで牧羊の爲めに耕地を籬又は石を以て圍ひ込むことゝなつた。而して是は明かに從來のマノア制度を崩壞に導いたものであつて、茲に第十八世紀にエンクロージャ運動が再燃せられるに及んで英國の農業状態は舊時と全然趣を異にすることゝなつたのである。

第十六世紀のエンクロージャは多く地主が小作人の土地を沒收することに由つて成されたが、第十八世紀のそれは通常議會の法令に由つて行はれた。即ち第十八世紀に於てはエンクロージャを爲さんとする個人が議案を作成し、之を委員會に附託し此の委員會の手を経て議會に提出し、終に一個の法令となつて施行せられ

るのを待つといふ順序であつた。議會に勢力を有する者は概ね大地主であつたから、此等の議案が殆ど例外無く通過せしめられたことは何の異とする所も無い。唯だ憐むべきは多數の小農であつて、彼等は読み書きを知らず己が利害の爲めに法律家に頼る術も心得て居らなかつた。彼等の知る凡ては、彼等が嘗て共同の牧場で牛羊を飼ひ、共同の森林で薪木を採り、共同の原野で芝草を刈つたといふこと、而して彼等の父祖も亦之と同様の事を爲し來つたといふことだけである。従つてエンクロージヤ令が屢發布せられ、其の都度土地の再分割が行はれて僅少の地片を他人と没交渉に割宛てられるや、彼等多數の農民は固よりエンクロージヤを企つべくもなく、遂には其の土地を手離さねばならぬやうになつた。當時の市井の俚諺に次の如きものがある。<sup>1)</sup>

*The law locks up the man or woman*

*Who steals the goose from off the common;*

*But leaves the greater villain loose*

*Who steals the common from the goose.*

第十五・六世紀に於けるエンクロージヤ運動と第十八世紀に於けるそれとの間には、右の如く形式上一は地主自身直接に小作人の没收して成つたものであり、他は間接に議會の法令を通じて行はれたものであるといふ差異が見られるが、尙此の運動の實質的原因も兩者の場合に於て相同じからぬことは注意を要する。即ち第十五・六世紀に於ける云はゞ第一期のエンクロージヤは上に一言したやうにチューードル王朝の時代に於ける

1) See Edward P. Cheyney. *An Introduction to the Industrial and Social History of England*. Revised Edition. New York 1926. p. 188.

羊毛に對する需要の激増に因つたのに對し、第十八世紀に於ける云はば第二期のエンクロージャは小麥の價格の騰貴に因つたのである。プライスの言を籍りて曰へば、前者は人に代へるに羊を以てせんとした運動であつたのに對し、後者は實際に農業改良の熱望に驅られて起つた運動であつた。<sup>1)</sup>斯くて第十八世紀の末より第十九世紀の始までエンクロージャ令の數と一クオーターに就ての小麥の價格とは相關的に變動し、小麥高ければ即ちエンクロージャ令の數も多きに上つたのである。<sup>(註)</sup>

(註) 但し茲にエンクロージャ運動の原因を一般に羊毛又は小麥の價格の騰貴に求めずして單に土地の生産力の減退に歸せしめんとする論者があることを看過し得ぬ。それはブラッドレーの研究であつて、彼に従へば既に第一期のエンクロージャ運動の起る以前にも土地の兼併は事實上行はれた。而してそれは一三四八年英國を襲つた黒死病に因る小作人の減少の爲めと解せられるのが常であるけれども、實は土地の生産力の減退の爲めである。蓋し小作人は此の疫病の以前にも瘦せ行く土地を以てしては到底收支償はず、爲めに土地を耕作するを肯ぜず其の僅かな所有地すら之を手離さざるを得ぬ状態に在つたのである。是即ち地主の側から見れば土地の兼併とならざるを得ぬ。同様に土地の生産力の減退した第十五・六世紀及び第十八世紀にエンクロージャが起つたものであつて、其の間第十七世紀に一時杜絶したのは第一期に牛羊の糞尿を得て稍肥沃となつた土地が耕作されたからである。此のブラッドレーと同様の見解は既にゴンナーも抱いたところであるが、<sup>3)</sup>畢竟私見によれば經濟上の説明よりも技術上の説明に重きを置けるものであつて、飽くまでも貫かればならぬとは考へられぬ。假令此の見解を採るにしても通説を捨てるには及ばぬやう考へられる。何となれば羊毛又は小麥の需要激増し従つて之が騰貴したといふことと土地の生産力が減退したといふことは決して相容れざる二個の現象ではないからである。

然らばエンクロージャに由つて圍込まれた土地は抑も幾許であるかと言ふに、其の數字は左の如くであ

- 1) L. L. Price, A Short History of English Commerce and Industry. London 1900. p. 187.
- 2) Harriet Bradley, The Enclosures in England: An Economic Reconstruction. New York 1918. (Studies in History, Economics and Political Law. Volume LXXX, Number 2. Whole Number 186.)
- 3) E. C. K. Gonner, Common Land and Inclosure. London 1912. p. 121.

る<sup>1)</sup>

| 年次         | エンクロージャー令 | 地積(エーカー)               |
|------------|-----------|------------------------|
| 一七〇〇—一七五九年 | 二四四       | 三三七、八七七                |
| 一七六〇—一七六九年 | 三八五       | 七〇四、五五〇                |
| 一七七〇—一七七九年 | 六六〇       | 一、二〇七、八〇〇              |
| 一七八〇—一七八九年 | 二四六       | 四五〇、一八〇                |
| 一七九〇—一七九九年 | 四六九       | 八五八、二七〇                |
| 一八〇〇—一八〇九年 | 八四七       | 一、五五〇、〇一〇              |
| 一八一〇—一八一九年 | 八五三       | 一、五六〇、九九〇              |
| 一八二〇—一八二九年 | 二〇五       | 三七五、一五〇                |
| 一八三〇—一八三九年 | 一三六       | 二四八、八八〇                |
| 一八四〇—一八四九年 | 六六        | 三九四、七四七 <sup>(註)</sup> |

(註) 右の中一七五六年、五八年及び七三年には公開の牧場及び耕地を共用する爲めのエンクロージャー奨励の法令が通過した。但し之等を永久に圍込み或は分割するといふのではなく、また個々の所有を許すといふのでもなかつた。一八〇一年にはエンクロージャーに對する私案の通過を簡單容易ならしむべしとの法令が通過し、一八三六年には關係者の三分の二の同意があれば或種の共有地を圍込むに就ては各特定の場合に議會に承認を求めずして爲し得る旨の法令が通過した。終りに一八四五年には一般圍込法が一八三六年の政策を更に進めて、一團の圍込委員會を任命し之をして提出のエンクロージャーの得失を決定せしめ且つ之が承認せられたときは其の實施を監督せしめるやうにした。併しながら六年の後には改正案が通過し、假令エンクロージャーが委員會によつて承認せられたにもせよ、最後の決定は之を議會に仰

マルサスと其の社會經濟史的背景

1) Cheyney, op. cit.

ぐへきこととせられたのである。

エンクロージャの運動は單に耕地のみの兼併に止まつたとせば、それは耕境を上進し農産物の增收を來すものであるから、當時の英國としては奈翁の支配を受けざらんとする上に於ても必要であつたであらう。此の意味に於ては、功利主義の哲學者ベンザムがエンクロージャを以て「改良と幸福との一切の證據を提出するもの<sup>1)</sup>」と評したのは決して誤つた觀察ではない。併しながら耕地の兼併より更に進んで林野鋳澤を圍込むに至つては小農は其の家畜を放牧する場所を失ひ、副収入の源泉を涸らし、遂には其の職業をすら失ふことゝならざるを得ぬ。事實エンクローズせられた土地の約二分の一が次の表の示す如く<sup>2)</sup>、所謂入會地の種類に屬したことを願れば此の點は容易に理解せられるのである。

| 年次         | 耕地及び一部の入會地 |           | 入會地のみ |           |
|------------|------------|-----------|-------|-----------|
|            | 法令         | 地積        | 法令    | 地積        |
| 一七〇〇—一六〇〇年 | 一五二        | 二三七、八四五   | 五六    | 七四、五一八    |
| 一七六一—一八〇一年 | 一、四七九      | 二、四二八、七二一 | 五三一   | 七五二、一五〇   |
| 一八〇二—一八四四年 | 一、〇七五      | 一、六一〇、三〇二 | 八〇八   | 九三九、〇四三   |
| 一八四五年以降    | 一六四        | 一八七、三二一   | 五〇八   | 三三四、九〇六   |
| 合計         | 二、八七〇      | 四、四六四、一八九 | 一、八九三 | 二、一〇〇、六一七 |

故にアーナル卿は論ずらく、「エンクロージャは經濟上是認し得られる。併しながら其の履行はれた経過

1) Quoted in Ashley, p. 137.

2) Arthur H. Johnson, The Disappearance of the Small Landowner. Oxford 1909. p. 90. See also, G. Talbot Griffith, Population Problems of the Age of Malthus. Cambridge 1926. p. 173 n.



は往々にして辯護し難く、其の効果は社會上不幸であつた。」と。斯くて嘗てマノアの領主直轄地に生じた資本家的農業組織は次第に小農の所有地にも及び、小農は大地主の賃銀労働者となるか、或は新に勃興しつつあつた工業都市に吸収せられて行くか、更に或は救貧院の保護を受けるか何れかの運命を擔ふこととなり、茲に大地主と農業労働者との間には越え難き社會上の鴻溝を横へたのである。吾等は以下農村が如何に困憊し疲弊したかの叙述を與へねばならぬが、其の前に穀物條例に就て若干の考察を加へて置きたいと思ふ。蓋し上述の如く農業の改良及び耕地の擴張があつたにも拘らず、英國は第十八世紀を通じまた第十九世紀に入つても食物を自給し得ず、穀法の發布は貧民救済に關する法律に劣らぬ注意を識者に喚起したからである。殊にマルサス自身穀法に關しては二つの小冊子を公にして彼の見解を披瀝して居るのであるから、之が紹介を試みることは此の場合適切であらうと考へられる。

#### 四、穀法の影響

穀法は穀價の騰貴を招致する上に直接には殆ど影響を與へなかつたとは多くの論者が吾等に教へるところである。蓋し中世の前期から最近世に屬する一八六九年に至るまで英國の穀物條例は六世紀以上に亘つたけれども、其の注意は専ら食料といふ一面に集中せられ、穀物の國內取引の規則や輸出の制限は長く忘却せられたからである。固より各時代に於て改正を受けた穀法は政策の上より見て將た効果の上より見て一様ではないが、

1) Lord Ernle, op. cit. p. 215.

2) E. Cannan, op. cit. p. 149.

Ernle, op. cit. p. 270.

J. S. Nicholson, The History of the English Corn Laws. London 1904.

P. 47.

立法者の目的は公正にして激動無き價格を食物の供給に對し維持すること、少くとも第十八世紀の中葉までは國民の大衆たる農業者を補助すること、農村人口の減少を抑制すること、商權及び海上權を確立すること、外國からの食料供給に對し獨立すること、幼稚なる植民地の發達を育成すること等に在つたのは疑を容れぬ。斯くて中世の穀物條例は消費者の利益の爲めに賣手の自由を制限するところの所謂正常價格を立てることを目的とし、降つては穀物の買占賣崩を禁じ、或はパンの大いさを一定する穀法も現はれた。一六七〇年に通過したチャールス二世の法律では國內の小麥の價格が一クオーターに就き五三志四片以下なるときは外國の穀物に對しては一クオーターに就き一六志の輸入税を課し、國內の價格が五三志四片より八十志までの間なるときは八志に輸入税を引下げ、價格が八十志を超ゆるときは始めて四片の税だけ課すこととした。一六八八年の所謂英國に於ける名譽革命は商業政策の上にも一新生面を開き、ウイリアム及びメリーの新統治者は農業階級を懷柔し彼等に工業階級から轉嫁されてゐた負擔を補償せんが爲めに右のチャールス二世の法律に附加を與へた。即ち小麥の國內の價格が四八志以下なるときは其の輸出に對して一クオーターに就き五志の獎勵金を賦與したのである。此の時以後一八一五年に至る百二十五年間は、價格測定の基準こそ屢改訂せられたれ、<sup>(註)</sup>其の輸入を制限し輸出を獎勵する主義に於ては終始渝るところがなかつた。

(註) 例へば一七九一年の法律では國內の小麥が五〇志以下なるときに限り二四志三片といふ高率を課し、國內の價格が五〇志より五四志までのときは税を二志六片とし、五四志以上なるときは税を僅か六片とした。一七九五年より一八〇二年に至

るまでは小麥の價格は通常五〇志以上であつたから、輸入は殆ど自由であつた。一八〇二年より一八〇七年に至る小麥は平均七五志となり、仍て一八〇四年の新しき穀法は國內の價格が六三志に達する迄輸入を禁止することにした。

穀法の變遷を説くにアーナル卿は一六八九年より一八一五年に至る期間を二つに分け、一七六五年を其の境に置くが、此の第二期の初年は恰も吾がマルサスの生誕の年に當る。時に英國は最早自ら必要とする穀物を十分産出し得ざるに至つてゐた。マルサス生誕の一七六六年は實に食物の缺乏あり、穀物騒動あり、穀法の停止を見た年で、唯だ獎勵金のみ名目上此の世紀の終りまで繼續せしめられたに過ぎぬ。斯くの如くであるから英國政府としては内外の食物供給を増加することに大なる努力を拂ひ、内に向つては既に述べたエンクロージュア法令を幾多通過し、外に向つてはバルチック海方面より穀物を買ひ中立國の穀物船を捕へる等の手段を採つたのである。小麥の代用として米や玉蜀黍が求められ、馬鈴薯の栽培が盛んに行はれて來たけれども、到底満足なる食料供給とはならなかつた。一八一二年の如きは英國は云はば餓死線上に立たせられた。奈翁との戦争のみならず米國との戦争に因り新舊大陸の何れの港とも通商を遮斷され、英國は極度の困苦に陥つたのである。コンデイションは正しく最悪となり、此の年の八月 Mark Lane に於ける小麥の平均價格は一クォーターに就き一五五志といふ破天荒の記録を示し、十月末には馬鈴薯の收穫が四分の一失敗したことが分明した。奈翁がモスコウを退軍するの餘儀無きに至つた嚴冬（一八一二—一三三年）の價格は一四〇志九片で、之を一八〇八年より一八一三年に至る平均一〇八志に比べて如何に大であるかを察することが出来る。併し一八一三年は

1) Ernle, p. 260. ff.

救を與へた。豊作であつた爲めに價格を急速に低落せしめ、十二月に七三志六片となつたのである。翌一八一四年六月以後には穀物、穀粉は關稅を支拂ふことも獎勵金を受取ることなく輸出することを許され、爾來穀法は輸入制限の一方的形式に於てのみ存続することとなつた。然るに一八一五年の春は小麥が六〇志になつた。若し之が六三志に上るとせば港は開かれることであらうし、戦争による庇護も無くなるといふ虞で、農業者及び地主は恐怖に驅られ、經濟學者は議論を異にし、輸入價格を八〇志に引上げようとする法案が議會に於て即決せられた。一七七三年に寛大にされた獎勵金は前述のやうに遂に一八一四年に撤廢されて了つたのである。<sup>1)</sup>

マルサスが穀法に就ての觀察を特に二つの小冊子として執筆したのは正に以上の如き實狀に顧てのことであつた。關稅の率を多くの段階に分ち國內の價格低き時は高き率を適用し之に反して價格高き時は低き率を適用するところの滑尺法 (sliding scale) が採用されたのは一八二七年に至つてからのことであつて、マルサスの此の小冊子出でたる後のことに屬する。

穀法に關するマルサスの小冊子の一は「穀法並びに穀價の騰落が農業と國家の一般的富に及ぼす諸效果に關する諸觀察<sup>2)</sup>」と題せられ、其の二は「外國穀物の輸入を制限する政策に關する一見解の基礎——穀法に關する諸觀察の一附録<sup>3)</sup>」と記されて居る。前者は一八一四年の春に<sup>4)</sup>出版されたものであるが、翌年既に第三版を重ねる程の好評を博した。後者は前者の第三版の最終頁に「數日中に出版、價

- 1) Cf. Malthus, *Essay on Pop.*, 2nd ed. p. 453; *Grounds of an Opinion*, &c., p. 43.
- 2) *Observations on the Effects of the Corn Laws, and of a Rise or Fall in the Price of Corn on the Agriculture and General Wealth of the Country.* By the Rev. T. R. Malthus. Third Edition. London 1815. [Three Shillings.] Pp. 47.
- 3) *The Grounds of an Opinion on the Policy of restricting the Importation of Foreign Corn: intended as an Appendix to "Observations on the Corn Laws."* By the Rev. T. R. Malthus. London 1815. [2 S. 6 d.] Pp. 48.
- 4) *Ibid.*, p. 1.

「一志六片」と豫告せられたもので、一八一五年の公刊に係る。兩者とも五〇頁に満たぬ小冊子ではあるけれども、マルサスの穀法に對する態度を明かに示して居り、同年彼が公にした別の小著「地代の性質及び進歩」と其の規定せられる諸原理に關する一研究<sup>1)</sup>と共にリカルドオの地代論に少からざる影響を與へた。リカルドオが右のマルサスの「地代の性質及び進歩に關する一研究」と「外穀輸入制限政策の基礎」とを評する爲めに「低廉なる穀價の資本利潤に及ぼす影響<sup>2)</sup>」を公にし、且つリカルドオの「經濟原論」の最後を飾る章として「マルサスの地代に關する意見」が特に第三版に於て著しい補訂を施されたことは學說史研究家の苟も見逃さぬところに屬する。

(註) マルサスの一八一四—一五年の三部作を獨逸學者が夙に翻譯し、一書に纏めて出版したのは甚だ適當の處置として敬服に値する。<sup>3)</sup>

さてマルサスの穀法に關する第一書は保護貿易と自由貿易との利害を「最も嚴格な不偏不黨」の態度で述べられたもので、彼の言ふ所によれば友人がマルサスの傾ける見解に關し疑を抱いた程思慮深く取扱つたものである。<sup>4)</sup> 四十七頁に亘つて述べられるマルサスの見解の中、始めの十六頁迄は穀價が勞銀に影響するといふアダム・スミスの独自の議論を反駁し、十七頁から穀法の策を得たるものなりや否やを検討して居る。即ちマルサスは穀物を食物と同一視して之に不變の價值を歸せしめんとするところのスミスに同意することが出來ぬ。斯くては穀價の上騰に際しても耕作の獎勵は無用となるからである。仍てマルサスは穀法によつて

- 1) An Inquiry into the Nature and Progress of Rent, and the Principles by which it is regulated. By the Rev. T. R. Malthus. London 1815.
- 2) An Essay on the Influence of a Low Price of Corn on the Profits of Stock, shewing the Inexpediency of Restrictions on Importation.
- 3) Drei Schriften über Getreidezölle. Uebersetzt und herausgegeben von Emanuel Leser, Leipzig 1896.
- 4) See Malthus, Grounds of an Opinion, &c., p. 2. n.

耕作を奨励することが十分可能であると考へたのである。但し果して之は良い政策と謂へるであらうか。マルサスは此の問題に解答を與へる前に他の若干問題を考察せねばならぬと感じた。「第一、輸出入の最も完全な自由を想定して果して英蘭及び愛蘭は穀物の自立供給を爲し得るや否や。第二、自立供給が自然に爲し得ぬとせば斯くすることは實際に望むべき目的なりや否や、また立法の干與を是認すべき目的なりや否や。第三、若し自立供給が右の目的と考へられるとせば如何なる程度まで、また何を犠牲として輸入制限を所期の目的に到達するやう適應すべきか。」第一の間に對する答は次の如くである。英國に比べて他の諸國は豊饒な土地を有する。例へば波蘭は穀物を英國に向けダンチツヒに於て一クオーター―三三志で積出し得る。故に若し全歐に自由貿易が行はれるときは英國以外の豊饒地は近隣の不足を救ふ爲めに十分の食料を送ることになる。即ち穀法が英國をして自らの穀物を栽培せしめなかつたものならば自由貿易も亦之を爲し得ぬであらう。第二の間に對する答としては、謂ふ迄も無く最も安い市場で買ひ最も高い市場で賣るのは健全な經濟である。「富、人口及び權力」の外に何等顧慮すべきもの無しとせば此の原則に變りは無。食物の海外よりの輸入は如何なる場合に於ても其の國にとつて有利で、若し之に弊害ありとせばそれは輸入そのものに存するのではなくて輸入を必要ならしめた荒天に存するのである。加ふるに穀物の自由貿易は變動無く且つ廉價な供給を確保するのである。然るに他方に於て生活の第一必需品を他國に仰ぐのは依存國にとり政治的不安の根源を爲す。而して依存は相互的のものであるにもせよ、商業上の利害の一致が動もすれば戦争を誘發する。斯くてマルサスは農業と

1) Observations &amp;c., p. 17.

商工業とを對較しつゝ第三の間に答へる。若し農業を捨て工業を取るとせば之によつて國民の性格を一變せしめるであらう。製造工業は精神活動、娛樂の増大、中流階級の發達、政治的中正の進歩等に役立つが、併し農業よりも流行の變遷に従ひ、間斷無く缺陷と不満足とを與へ、手工業者の生活状態は其の最良の時でも健康と徳とにとつては好ましくない。「畢竟するに富、人口及び權利が價值のあるのは此等が人間の徳と幸福との大いさを改良し増加し確保するからである。」<sup>1)</sup> マルサス自身は農業と工業との均衡を信じ「道德及び政治上の多くの問題は微分に於ける極大極小の問題の性質を有するやうに見える。其の中には常に一定の効果が最大であるところの點が存し、此の點の兩側に於てそれは漸次に減少する」と説いて居る。

海外よりの穀物の輸入制限に伴ふ弊害をマルサスは下の如く拾ひ出す。「一、必要な穀量を取得する爲め要せられる以上の資本を使用することによる國民資源の浪費。二、穀物及び勞働の比較的高い價格と銀の低廉な價值とによつて——此等が輸出商品に影響する限り——惹起される一切の海外商業取引に於ける相對的不利。

三、輸入の全き自由の結果たる穀物の豊富と工業勞働者に對する需要への障壁によつて惹起される人口の障  
碍。四、殆ど凡ての人爲の制度に伴ふ不斷の改正及び干渉の必要。」<sup>3)</sup> 然らばマルサスは自由貿易を主張するかと言ふにさうではない。當時の輸入制限政策を立法は固持すべきであると論するのである。<sup>4)</sup> 長期間實施せられた保護を急激に徹廢することは正當でないといふ抗辯である。此の點に就てはポナーの與へる解説に鋭いものが見られる。ポナーは此の問題の眞意を「一旦保護せられたことは常に保護せられるといふこと、及び常に増

1) pp. 30—31.

2) p. 32.

3) pp. 36—37.

4) p. 16.

加する程度に保護せられるといふことを意味するや否やにある。何となれば一八一四年及び一八一五年に提議せられたのは此の増加せる保護であつたからである。」と爲し、「成程工業を保護するならば農業も保護すべきであるけれども、併し兩者を保護する代りに何故に兩者を自由にせぬか」と問ふのである。洵にマルサス自身からは保護主義の舊套は未だ完全に脱去られなかつたと謂はねばならぬ。

穀法に就てのマルサスの第二書は、前に觸れたやうに第一書の「附録として企てられたもの」であるが、彼の態度は之に至つて甚だ旗幟鮮明となつた。「吾等は一般原則が眼前の場合に適應せられるや否やを苟も注目せずして一般原則を追及すべきものであるといふ説及び政治學や經濟學に於ては道德に於て正しく爲すべきやうに他人の行爲や言動に關係無く吾等は眞直に前進すべきであるといふ説に強く余は反對する」とマルサスは明言し、保護主義者の側に固く遵ふ旨を公言するのである。<sup>3)</sup> 彼は英國に生産せられる穀量が大きな困難を感ずること無く増大せしめられることを書中に指摘し、「改良の擴張及び蘇格蘭よりの報告により知り得る労働の大なる經濟と良き經營に基き實際の穀價が減少する機會さへある」と聊か樂觀的に聞える言説を爲して居る。此の箇所は第一書に於て收穫遞減の傾向を暗示してゐるのを部分的に緩和するかの如き感をさへ與へる。<sup>5)</sup> 蓋しマルサスが第一書を公にした一八一四年の直後は、英國の事情は急轉したのである。佛國との迅速な平和締結に次いで凶作と物價下落とあり、通貨の價値も減少し、歐洲一の穀物生産國たる佛國は穀物の輸出を騰貴せる年には禁止し始めた。故に戦争の教訓たる集約的耕作を維持するには戦時の高き價格を維持することによつて

- 1) Bonar, op. cit., p. 226.
- 2) Grounds &c., p. 16.
- 3) p. 20.
- 4) p. 21.
- 5) See Cannan, op. cit., p. 161.



爲さねばならぬとマルサスは唱へたのである。斯くて輸入禁止の限界として八〇志は高過ぎる價格でないとの論が樹てられた。

英國の港を開くことによつて社會の各階級に富と幸福とが如何様に確保せられるかをマルサスは 一、勞働階級、二、農業者を主とする資本利潤に依る階級、三、地主階級、及び四、株主及び俸給生活者階級に分けて説き、要するに立法者は公衆を利することにのみ心を碎くべきであると述べる。航海條例も此の性質を有したものとマルサスは見るのである。第二書に於ける最終の頁の立言に曰ふ。「歐洲の現状に於て、將た現下の實際の事情の下に於ては、自らの穀物の平均供給を生産するのは吾人の最も賢明なる政策であると余は堅く信ずる。而して斯くすることにより國家は人口、權力、富及び幸福の大なる且つ絶えざる増加に對する十分な資源を有すと余は自任する。」<sup>1)</sup>されば「社會科學大辭典」の執筆者は再び的確に傳へる。「マルサスが農産物に對する適當の保護に賛成し、當時の經濟學者中にあつて特に穀法に適用せられた自由貿易の多數の意見に對し殆ど唯一の例外を爲したのは人口理論に忠實だつたからである。」<sup>2)</sup>

マルサスは右の穀法に關する二書を公にしてから、一八一七年に人口論の第五版を出したが、此の版には當然に穀法及び農業商業組織に就ての論述を著しく増補した。即ち一八〇三年の人口論第二版に於ては第三編は第八章「富の諸定義に就て、農商制度」、第九章「農商制度の異なる效果」、及び第十章「穀物輸出の奨励金に就て」の三章を有したに過ぎぬのに對し、第五版に於ては右の三章に該當する部分を五章に改訂したのであ

1) pp. 47-48.

2) Talcott Parsons, Malthus. (Encyclop. of the Social Sciences. vol. X. p. 69.)

る。即ち第八章「農業制度に就て」、第九章「商業制度に就て」、第十章「農商併存制度に就て」、第十一章「穀法に就て、輸出奨励金」及び第十二章「穀法に就て、輸入制限」が是れである。併しながら其の論旨は上の小冊子と異るところは無い。故に吾等は翻つてマルサスに於ける公準「食物は人間の生存に必要なである」の人間、わけても貧民の状態を観察せねばならぬ。

## 五、貧民の増加

マルサスが呼吸した英國の第十八世紀後半から第十九世紀初頭に至る雰圍氣は、農業革命及び産業革命の名に於て呼ばれ、内には耕作上の改良擴張があり工業機械の發明應用があつたにも拘らず、對外的には佛國との長期に亘る戦争が續けられ、穀價の甚しく騰貴した時代であつたことは以上述べた通りである。

従つて社會大衆の生活状態は頗る苦境に陥り、殊に農村の労働者には既に説いた變革の爲め困憊の色が強く現はれた。マルサスの人口論を執筆するに至つた理由が貧民救済の方法の是非を論ずるにあつたことは再び贅言するまでもないことであるが、當時の憂世家にして多少なりと貧民の窮狀に論及せぬ者は殆ど無いと謂つて宜い程である。アーサー・ヤングが公にした數多くの見聞録<sup>1)</sup>を始め、ナサニール・ケント、ジョン・ハウレット、ウイリアム・マーシャル、トマス・ストーン、デヴィッド・デーヴィス、エドワード・ウイルスン、ジョン・ヴァンクレーヴァー、フレデリック・モートン・イードン等<sup>2)</sup>は何れも貧民問題を熱心に

- 1) Arthur Young, A Six Weeks' Tour through the Southern Counties of England and Wales. 1768. do., A Six Months' Tour through the North of England. 2nd. ed., 1770. do., The Farmer's Tour through the East of England. 1771. do., A Tour in Ireland. 1780. do. (Collected and published by), Annals of Agriculture. 46 vols., 1784—1815.
- 2) See W. Hasbach, A History of the English Agricultural Labourer. (Newly edited by the Author and translated by Ruth Kenyon) London 1903. Appendix VII. pp. 429—433.

取扱つたのである。

例へばホウレットは「労働の価格は食物の価格の上騰に比例して上騰しなかつた」と一七八八年に記し、一七四六年より六五年に至る小麦の価格が一クオーターにつき三二志であつたものが六五年より七六年に至る間に四五志に騰貴したにも拘らず、賃銀の上昇は此の間少くとも彼の州エッセックスに於ては一志につき二片に過ぎなかつたことを報じて居る。而して彼は一七三七年及び一七八七年の南部諸州の農村賃銀を次の如く比較して居る。

|               | 一七三七年 | 一七八七年 |
|---------------|-------|-------|
| 田舎に於ける労働者     | 一〇片   | 一二片   |
| 大都會の近傍に於ける労働者 | 一六片   | 一六片   |
| 打穀機勞役者        | 九片    | 一二片   |

またケントは之より少しく遡つて一七七六年に農産物の価格の上騰が六割であつたのに對し、労働のそれが二割であつたことを書いて居り、農民が夫婦共稼ぎで一週八志六片を得てもパンのみに宛てられる額が五志三片を占め、其の以外の經費として残されるところは僅かに三志三片に過ぎなかつたことを述べて居る。

更に一七九五年に書を公にしたデーヴィスによれば「彼等に直接救済を與へる最も有効な手段は労働の價格を高めることである。労働者の支拂は其の生計に必要な物資の價格の一般的上騰と歩みを共にすることは明かに公平であり正當である。」

- 1) John Howlett, The Insufficiency of the Causes to which the Increase of our Poor and of the Poor's Rates have been commonly ascribed. 1788. p. 53. Quoted in Hasbach, p. 116.
- 2) Nathaniel Kent, Hint to Gentlemen of Landed Property. 1st ed., 1775. 2nd ed., 1776. Quoted in Hasbach, p. 117.
- 3) David Davies, The Case of Labourers in Husbandry stated and considered. 1795. p. 106. Quoted in Hasbach. p. 118.

固より一七九三年より一八一二年に至る間に「農業労働者及び手工業者の賃銀は二倍近くになつた<sup>1)</sup>」けれども、それはトック自身の言によるも「必要品の騰貴せる價格に比しては未だ不十分<sup>2)</sup>」であつた。従つて労働者の生活程度は次第に低下せしめられ、彼等は恰も刑務所に幽閉せられる者の如き粗悪なパンと茶とによつて糊口を凌ぐ状態となつた。而も彼等の生活にとつての一大脅威となつたものは、食料品の大部分の都市運搬といふ事實である。

斯くて土地を失ひ資本を有せぬ労働者は職に就き賃銀を得た時でも、物價の騰貴に苦しめられ租税の徴収に悩まねばならなかつた。況んや彼等が職を離れ若しくは職に耐へぬ身となつた場合の窮境は想像以上のものであつた。労働賃銀が時間拂より出来高拂に轉ぜしめられ、農業労働に不定の日傭者が多く用ひられるに至つたのは此の時代の新しい傾向であると謂つて差支ない<sup>3)</sup>。一七九六年の始めフレデリック・イードン卿は英國の一八一箇所に於ける農業労働者の家族が實際に獲る賃銀を審かに調査したが、合計五十三の中ベッドフォードシア州に於ける平均は、一週一一志九片であつて此の賃銀を以てしては到底家族の経費を支辨すること能はず毎年三磅一五志九片の不足を生ずることを報告して居る<sup>4)</sup>。イードンの示すバックデン及びハンチンドンシアに於ける二つの家族の一箇年當り收支は次の如くである。

|           |          |         |
|-----------|----------|---------|
| 一、四人家族のもの | 一七九二年    | 一七九五—六年 |
| 支         | 二五磅一三志二片 | 二六磅一志二片 |
| 出         |          |         |

1) Tooke, op. cit. p. 329.

2) Ibid., p. 330.

3) Cf. Sir Frederick Eden, State of the Poor. II. pp. 27, 30. J. L. Hammond & Barbara Hammond, The Village Labourer 1760—1832: A Study in the Government of England before the Reform Bill. London 1920. p. 113.

4) Eden, II. p. 384.

收 入 二二磅一二志四片

二二磅一二志四片

(不足) 三磅一志七片

三磅八志八片

二、六人家族のもの

支 出 二六磅七志八片

二七磅六志五片

收 入 二二磅一七志八片

二一磅一七志八片

(不足) 四磅一〇志一片

五磅八志九片

ヒンクスワース及びハートフォードシアに於ける六つの家族の收支は次の如き不足を示して居る。

一、四人家族 一八磅一五志〇片

四、六人家族

二五磅六志二片

二、同 二一磅三志七片

五、七人家族

三九磅一五志〇片

三、六人家族 二七磅二志三片

六、八人家族

四一磅九志三片

右の中試に二、四、六の一箇年當り支出の内譯を見るに左の如くである。

パ ン 四〇磅一〇志四片

五二磅二志二片

六七磅一〇志一片

家 賃 二磅〇志〇片

二磅〇志〇片

七磅五志〇片

衣 服 五磅一五志一〇片

六磅五志一〇片

八磅一二志一〇片

燃 料 三磅一五志三片

三磅一五志三片

四磅六志〇片

出産葬儀費 一磅三志六片

一磅三志六片

一磅三志六片

合 計 五三磅四志一片

六五磅六志九片

八八磅一八志三片

之に對して一週當り収入は平均して左に示される通りである。

|        |          |                           |         |                        |
|--------|----------|---------------------------|---------|------------------------|
| 夫      | 八志四片     | 九志二片 <small>四分の三</small>  | 八志      | 九片 <small>四分の三</small> |
| 妻      | 一志九片     | 一志六片                      |         | 七片 <small>四分の一</small> |
| 子供等    | 二志三片     | 四志八片                      | 五志      | 〇片                     |
| 牛よりの純益 |          |                           | 三志      | 一〇片                    |
| 合計     | 一二志四片    | 一五志四片 <small>二分の一</small> | 一八志     | 三片                     |
| 一年の合計  | 三三二磅一志四片 | 四〇〇磅〇志七片                  | 四七磅九志〇片 |                        |

事情右の如くであるから農業労働者の窮乏は肉體的にも精神的にも甚しきものあり、此等窮民の外貌は「一般に營養悪しく、衣服は粗末となり、子供等は靴も靴下も無く、學校へ通ふ者は稀であり、多くの家庭は小賣店に負債を有することゝなつた。」婦人は新しき衣服を作るに足る程の檻褌をつゞくるのに時間を費し、美衣を纏へる者に見られることを羞しく思ひ、遂には教會の扉を潜ることすら厭ふに至つた。<sup>1)</sup> イードンの記すところによればノーザンプトンシアの如きは農業は「悲惨な状態」に在り、「若干の家庭では年を通じてのパンを得るために出来る限り多くの小麥を集め、一匹の豚を飼ふ程の豆を集めた。<sup>2)</sup>」

マルサスの人口論初版の公刊前三年の一七九五年、暴徒は國王の議會へ向ふ鹵簿を擁して「吾等にパンを與へよ」、「戰爭を熄めよ」、「飢饉を無からしめよ」と直訴した。<sup>3)</sup> 單に首都のみならず、國內到る處に食物騒動が勃發し、而も婦人が其の大部分を占めたから、ハモンド夫妻の如きは此の年を「女房一揆」と呼ぶを可とする

1) Davies, The Case of Labourers. pp. 6, 28. Quoted in Hasbach, p. 139.  
 2) Eden, II. p. 547.  
 3) L. L. Price, A Short History of Political Economy in England from Adam Smith to Arnold Toynbee. 3rd ed. London 1900. p. 41. Social England. (ed. by H. D. Traill). London 1896. Vol. V. p. 491.

と述べて居る。<sup>1)</sup>

斯かる窮民の状態は第十九世紀に入つても殆ど改められるところは無かつた。故に例へば一八二二年ウィリアム・コベットはクリックレードの近くに於て觀察した事情を下の如く叙して居る。「労働者の住居は殆ど豚小屋と異らず、彼等の容色は其の食物が豚の食物にも實際及ばざることを物語つて居る。彼等の見すばらしい家は路傍の土の盛つた上に建てられて居る。それは恰も颶風により畑から吹きまかれて落下し、路傍の堤の下に隠れ場所を見つけたかに見える。昨朝霜が降りたところ、貧しい人間共は其の小さな芋畑を掘出しつゝあつた。余は斯くばかり人間が惨めな状態に在るのを見たのは生れて始めてである。」<sup>2)</sup>一八三〇年の冬には農民の暴動あり、労働者の大衆は一日二志の最低賃銀と十分の一税 *corn* の軽減とを要求しながら村から村へと練り歩き、中には打穀機を破壊する等の事を敢てする者もあつた。當時は手打ちの打穀具でさへ相當の収入を擧げ得てケントの一地主の如きは勤勉なる農民が一週一五志より二〇志稼ぎ得る事を言明した程であるから、其の新案の機械が大衆の怨嗟の的となつたことは容易に察せられるところである。固より此等の暴動は慘虐なる方法を以て罰せられ、四百五十有餘の者は特別委員の審議を経たる後濠洲へ送られた。「労働貧民」<sup>(註)</sup>の生活たるやマノアに於ける小作よりも寧ろ古代の奴隸に近く、毎土曜日の夜競賣に附せられ一週一志六片より二志で貸出され、其の食物や妻子が教區の手に抑留せられた労働者があつた<sup>3)</sup>と謂はれるのは滿更信ぜられぬ虚構的事實ではあるまい。

- 1) Hammond, *The Village Labourer*. p. 96.
- 2) William Cobbett, *Rural Rides*. 1830. Quoted in Montague Fordham, *English Agricultural Labourer, 1300—1925, an historical Sketch*. London 1925. p. 42.
- 3) Hammond, *The Rise of modern Industry*. p. 96.

(註) 「労働貧民」(Labouring Poor)なる語は諸法令及びアダム・スミスに於ける慣用のもので、マークが忌むべき常套語として攻撃した表現である。<sup>1)</sup>

唯だ茲に注意すべきは此等の労働貧民は、未だ社會主義者又は無政府主義者たる心境を把持してゐなかつた點である。<sup>2)</sup> 彼等は労働の報酬が分配せられるに當つて其の分前が欲するよりも、或は當に然るべきよりも少きを信じ、此の不等な均衡の改めらるべき手段を求めたのである。然らば貧民救済として當時實際に英國で施された方策は如何であつたか。之を次の節に述べよう。

## 六、救貧制度の變遷

英國に於て貧民救済の諸方策の講ぜられたのは決して第十八世紀末の産業革命の時代に始まるのではない。夙に中世に貧民の浮浪性を抑壓せんが爲め、労働者條例(Statutes of Labourers)が發布せられたが、之を貧民に關する法律の先驅と見ることも出来るであらう。<sup>3)</sup> 而して之は一三四年のことに屬するが、其の後半世紀を経たる一三八八年の條例には貧民を「虚弱なる」(“impotent”)者と「強壯なる」(“able-bodied”)者とに分ち、教區が之を扶養するものとし、且つ貧民が特許狀無き限り猥りに邑(hundred)以外に出てはならぬ旨の規定が發せられた。近世に入りエリザベス女皇の時代には賃銀公定の規則を含む徒弟條例(一五六三年)及び救貧院を設け監督官が救貧税を徴する旨を律した救貧法(一六〇一年)が發布され、之が最近世に至るまでの根本原則を

1) A. Toynbee, The Industrial Revolution, p. 84.

2) Cf. James E. Throld Rogers, Six Centuries of Work and Wages: The History of English Labour. (1st ed. 1884.) 14th ed. 1919. p. 490.

3) Cf. Nicholls, History of the English Poor Law. Vol. I. p. 36.



樹てることゝなつた。

さてマルサスの時代に於ける救貧策としては食事改良、最低賃銀、割當地、等が提唱された。食事改良とは貧民の支出を軽減する爲めに小麥で作つたパンを節して燕麥を食べ、又は他種の穀物を搗ることを奨めたものである。併しながら此の企は徒らに貧民に反感を抱かしためで效を奏することなくして終つた。最低賃銀を保證せんとする提案は食事改良と異り貧民の収入を増加せんとするもので、特に食物の價格と關係して定めようとしたのである。一七九五年十月アーサー・ヤングは Board of Agriculture の各通信員に次の如き質問を回狀に認めて送つた。「労働の價格はパン穀の價格によつて決定せらるべしとは多くの州裁判所 *quartersessions* の提案せる所であるが、果して斯かる制度は有利なりや否やを述べられんことを乞ふ。」ヤング自身は此の提案を是なりとして、サッフオークの長官サミュエル・ウイットブレッドを通じ議會に之を提出した。然るに此の議案はフォックスやグレーの如き賛成者があつたにも拘らず、他方ピットの如き有力なる反對者があつた爲め通過を見なかつた。加ふるにパークの如きは自己の労働者を健全に且つ満足せしめることに利害を有つ地主が如何にか労働者に不十分の支拂を爲すべきと論じて大いに右の議案を攻撃したのである。ウイットブレッドは一八〇〇年第二次法案を提出したけれども成功しなかつた。更に割當地の運動 (*Allotment movement*) とはヤング及びイードンの唱へたところで、労働者をして自らの食料を生産することを得せしめんとするものである。例へばヤングは既述のエンクロージャ法令は労働者に對して其の住居に附屬する一エーカー内外の割當

1) *Annals of Agriculture*, Vol. XXV. p. 354. Quoted in Hammond, *Village Labourers*. p. 111.

地を供給すべきものであると説き、其の計画を一八〇六年にコベットを通じホイッグ黨の委員會に提出した。此の計劃に賛意を表した者には曩のデーヴィスやウインチルシー卿の如き地主であつたけれども實際に行はれず終つた。

斯くして提唱せられた諸種の救貧策は何れも斥けられたとせば、實際に採られた策は何かと言ふにそれはスピーナムランド制 Speenhamland System として知られるところのものに外ならぬ。即ち一七九五年五月六日スピーナムランドに於ける Pelican Inn<sup>(註)</sup> にパークシアの長官が賃銀決定の會議を開き、其の決議として賃銀が不十分なるときは所定の割合に應じ補助を與へることとした制度である。詳言すれば「貧民の現状は彼等一般に與へられ來つた補助以上を要す」といふ決議に基き、「食物の時價に應じて」變動すべき公平賃銀を案出したのである。

(註) スピーナムランドは今日ニューベリーの一部分で、ペリカン・インは消滅したが、Pelican Posting House は残存して居る。<sup>1)</sup> スピーナムランド制に於ける補助は如何なる割合であるかと言へば次の如くである。「八封度一・一オンスの重さの Gallon loaf of second flour が一志の價格のときは勤勉にして貧しき者に彼自身の扶持の爲め一週三志の補助を與へる。之は彼自身の労働によると彼の家族の労働によつて生産せられるとを問はず、若しくは救貧税よりの補助たるとを問はぬ。而して其の妻及び其他の家族の者には一志六片の補助を與へる。Gallon loaf が一志四片の價格のときは勤勉なる貧者に自身の爲め一週四志、家族の爲め一志一〇片の補助を與へる。斯く

1) Hammond, Village Labourers. p. 137 n.

してパンの價格が騰貴するに従ひ、一志以上のとき一片毎に貧民には三片、家族には一片與へるのである。<sup>1)</sup>換言すれば貧者に於ける夫は一週に三 Gallon loaves 其の妻子は一箇半得られる計算で、之を一表に現はせば左の如くなる。

| 收入となるべき額          | 一男子   | 一女子   | 夫     | 婦     | 夫婦と一兒               | 夫婦と二兒 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|---------------------|-------|
| Gallon loaf 一志のとき | 三志〇片  | 二志〇片  | 四志六片  | 六志〇片  | 七志六片                |       |
| 同 二志のとき           | 五志〇片  | 三志〇片  | 七志六片  | 一〇志〇片 | 一二志六片               |       |
| 收入となるべき額          | 夫婦と三兒 | 夫婦と四兒 | 夫婦と五兒 | 夫婦と六兒 | 夫婦と七兒               |       |
| Gallon loaf 一志のとき | 九志〇片  | 一〇志六片 | 一二志〇片 | 一三志六片 | 一五志〇片               |       |
| 同 二志のとき           | 一五志〇片 | 一七志六片 | 二〇志〇片 | 二二志六片 | 二五志〇片 <sup>2)</sup> |       |

併しながら右のスピーナムランド制による所謂院外救助 (outdoor relief) と雖も貧民の上に良結果を齎すことは出来なかつた。蓋し英國では救貧法は文字通り貧民救済を爲すと共に職業紹介を爲し來つたものである。即ち是より先一七八二年には Gilbert's Act が規定せられたが、此の法律の下に於ては監督官が體驅強健なる貧民を救貧院に送ることは許されず、此等の者の爲めには職業を與へるか、或は其の見出されるまで保留すべきこととせられた。仍て公共の職業紹介の制度が発生し、貧民は直接其の地區の仕事に服するか、又は多くの地主の家へ振當てられることとなつた。此の後者の場合を Roundsman system と稱する。<sup>(註)</sup>而して Roundsman system がスピーナムランド制と相俟つて一般に貧民の數を激増せしむるに至つたのであるが、其の理由は上述

1) Quoted in Hammond, p. 139.

2) See Hasbach, p. 182.

の如く如何なる人も貧窮に非る限り救貧税より補助を受け得ぬ。又其の補助を受け得なければ職業を興へられぬ状態に在る。加へて地主は *roundsman* を使用するときには普通の労働者に比し約半額の賃銀を支拂へば足りたから、普通の労働者に對してさへ一週十志を支拂ふことを好まず、而も労働者は斯かる場合 *roundsman* と異り村から村へ移動することは定住法 *Law of settlement* によつて禁ぜられて居たからである。

(註) イードンの記すところによれば「冬期に屢失業する農業労働者を救はんが爲め、各教區の區會委員は教會の扉に貼られる揭示により失業労働者に支拂ふ賃銀の率を十一月三十日より二月二十八日に至るまで定める權能を興へられた。而して此等の者を教區民の間に巡歴するやう分布し手配する權能を興へられた。それは彼等が救貧税に對して納付する割合に應じて爲され、斯くして定められた賃銀の三分の二は彼等を使用する者が支拂ひ、三分の一は教區委員が支拂つた。」<sup>1)</sup> 即ち一言にして盡せば救貧が労働者よりも却つて其の雇主を利するといふ逆理を生むに至つたから、大衆を益墮落せしむる結果となつた。やがて労働者は怠惰となり、反抗的となり、監督官に向つては不遜となつた。パンクリップの教區に於ては窮民を監督する者が窮民より溺死せしめられると脅迫せられて辭任するの己むなきに至つたと謂はれる。<sup>2)</sup> 大衆の性格は、労働せずとも救濟せられる權利ありとの承認によつて全く低下せしめられたのである。

斯かる物質的並びに精神的危機に瀕した社會情勢に現實に直面したマルサスは然らば如何なる救濟策を提唱したか。彼は人口論の後編に於て「人口原則より生ずる害惡を除去するものとして嘗て社會に提案せられ又は實施せられたる諸種の制度又は方策に就て」(第三編) 説き、進んで「人口原則より生ずる害惡の除去及び緩和

1) Eden. I. p. 397.

2) Toynbee, p. 86.

に關する將來の豫想(第四編)を論じ、特に救貧法及び其の撤廢を取扱つた。併し救貧に關するマルサスの見解を最も簡勁に銘刻せしめるものは學者が屢指摘するやうに、<sup>1)</sup>人口論の第二版にのみあつて其後の版に削除せられた「自然の饗宴」云々の辛辣な譬喩であらう。其の一節に曰く「既に所有せられた世界に生れた者は、若し彼が正當な要求を有つ兩親から生活資料を仰ぐことを得ず、また社會が彼の勞働を要せざるときは、食物の最小部分に對しても何等權利を請求し得ず、而も事實上此の世に何等の要務も無い。自然の大なる饗宴に於て彼の爲めの空席は無い。自然は彼に去れと命じ、彼が其の賓客の或者の憐憫を動かさざるときは、自然は速かに其の命令を執行するであらう。」<sup>2)</sup>

此のマルサスの一節を論者或は「マルサスの生存權否認の最も直截露骨なる表現」<sup>3)</sup>として引用するけれども、實は貧民は權利として救濟を要求し得ず單に恩惠としてのみであるといふこと、及び救貧は一人を抑壓して一人を引立て得るに過ぎぬといふことの少くとも二つの主張を含むものと解釋するのが正當であらう。<sup>4)</sup>何れにせよマルサスは救貧制度そのものには大反對であつて、人口論の第一版と第二版との中間に公にした「食物の高價」に關する小冊子にも既に次の如く述べたのである。「二年間の反省は其處に提起せられた原理の眞なることを余に確信せしめるのに大いに役立つた。即ち(救貧法は)社會の下層階級の絶えざる沈滯と貧困との實際の原因であること、彼等を救濟せんが爲めの現在の施設の凡てが全く不適當であること、また吾等が最近經驗したやうな窮厄の季節の周期的回歸が確實であることの確信に外ならぬ。」<sup>5)</sup>人口論第一版は曩に本稿の始めに

- 1) Cf. Bonar, p. 305. J. A. Field, op. cit. p. 266.
- 2) Malthus, *Essay*, 2nd ed. p. 531.
- 3) 伊藤久秋、前掲書、一七〇頁。河上肇、*經濟學大綱*、六七〇頁。
- 4) Cf. Bonar, p. 307.
- 5) Quoted in Bonar, p. 309.

觸れたやうに、マルサスがピットの新救貧法案に猛烈に反対した點を有するけれども、マルサスの反対するのは當に之のみではない、凡ゆる法律上の救済に反対するのである。其の理由とする所は法律上の干渉無くとも食物の不足は價格を騰貴せしめるが、其の點以上に法律上の救済が食物を騰貴せしめると謂ふに在る。<sup>1)</sup>同時に若し萬人が救済を要求する権利を假に行使用るとせば、社會は果して之を認可する義務を尙も履行し得るであらうか。<sup>2)</sup>マルサスは斯く考へ「全般的に見て貧民の強制的維持から期待し得べき利益の總計は、之が必然的結果として生ずる害惡の總計に及ばざること甚だ大であるといふ結論を下すに就ては、正當なる理由があるやうに思はれる<sup>3)</sup>」といふイードンの意見に共鳴するのである。<sup>4)</sup>マルサス自身の言葉を以てせんか、「若しも吾國に嘗て救貧法が存在しなかつたとすれば、極貧者の數は今日より幾分多かつたかも知れぬが、一般人民の幸福の總量は現在より遙かに大であつたに相違ない。余は斯く信ぜざるを得ぬ者である。<sup>5)</sup>」

假りに一步を譲り、救貧が權利として求められ義務として與へられるとしても、事實の經過は既述の如く與へられる側に於ける效果の非を示した。即ち救貧法は夫自身經驗によつて咎められたのである。併しながらマルサスは「救貧法修正の爲めの提案に關してサミュエル・ウイットブレッドに與へる書翰」Letter to Samuel Whithread M. P., on his proposed Bill for the amendment of the Poor Laws (一八〇七年)に於て、救貧法の廢止は輿論が熟するまでは行はれぬであらうと述べ、且つ凡ゆる階級の者に最終の手段を準備せしめ勞働階級には現在の恩惠の虚妄を曝露せしめる爲めに廢止を目的とする立法を勧めたと謂はれる。<sup>6)</sup>

1) 1st ed. pp. 82—83; 7th ed. pp. 302—323.

2) Malthus, Essay, 2nd ed. p. 417 n.; 7th ed. p. 308 n.

3) Eden, I. p. 467.

4) Malthus, Essay, 7th ed. p. 308 n.

5) Ibid. p. 305.

6) See Bonar, p. 313.

繰返すまでもなくマルサスが拒否したものは権利として要求せられる救貧である。彼の望むところは救貧法が誘惑し窃取する個人的責任感を労働者に賦與し育成することである。故にマルサスは徐々の變化を來さしめんと欲し、其の要點に貧民が公共の費用によつて養育せられる権利の放棄を置き、また子供は兩親によつて養育せられる権利を有するが公共によつては然る権利を有せずといふことを樹てたのである。<sup>1)</sup>「貧民が一度、救貧法の廢止と其の實情の適當な智識とによつて自らに頼ることを教へられるとき、彼等が資源に於て十分豊かになり、絶對に救治し難い害悪を彼等が人としての辛棒と基督教徒としての忍従とによつて耐へられるであらうことを吾等は安んじて信じて宜からう。」<sup>2)</sup>とマルサスは唱へる。

英國の救貧法は一八三四年に至つて一の劃期的な改正を受けた。之は一八三二年の選舉法改正以後の恐らく最も仁惠的な法律であらうと考へられるが、其の原則は(イ)投産場試験の適用と、強健労働者に對する院外救助の漸廢、(ロ)經濟及び能率を増進する爲め教區の團體を組織すること、救貧稅負擔者の選出する救貧整理委員をして此等の團體を統轄せしめ、斯くして治安判事の專政を絶滅すること、(ハ)救貧整理委員會と交渉し且つ其の行爲を管理する甚だ廣汎な權限を有する救貧法中央委員會、(ニ)新私生兒法、(ホ)定住法の緩和等であつた。而も此の新しい救貧法の效果は甚だ顯著なものがあつた。例へばサツセクス州に於ては一八三四年以前に六千人以上の強健貧窮民が居つたにも拘らず、二年後には僅か一二四人となつた。<sup>3)</sup>同様の變化は殆ど凡ての農村地方に生じ、從來甚しかつた騒動や乾草の燒拂は次第に下火となつて來た。他方、救貧稅に及ぼせる影響も見逃すこ

1) Essay, Appendix, p. 492.

2) Essay, 2nd ed. p. 539.

3) Molesworth, History of England. Vol. I. p. 319. Quoted in Toynbee, p. 93.

とは出来ぬ。即ち一八一八年に英蘭及びウェールズに於ける救貧税は約八百萬磅であつたが、一八三七年には四百萬磅餘に減少した。一八四九年に九十三萬を以て數へられた窮民は一八八一年には八十萬に減じたけれども、此の間の人口は八百萬以上も増加して居るのである。<sup>1)</sup>

觀來れば救貧法の歴史は、洵に人間は本能的に自利心に従ふものでないといふ證左を與へる。蓋し、救濟が手薄に與へられることは救貧税負擔者にとつての利益である。而も事實上救濟は十分に與へられた。同時に節儉であり謹直であることは貧民にとつての利益である。而も通例貧民は然るものでなかつた。即ち富める者も貧しき者も自己の行爲が仁惠的なりや利己的なりやを問はず、行爲の遠大なる結果に對し深き個人的責任感を修得するに至るまでは改正の望も無かつたのである。マルサスに於ては個人的責任の明確なる自覺が凡ゆる健全なる改正の神髓でもあり核心でもあつたと謂つて宜い。此の意味に於てこそ彼は徳は知なりと唱へ、僧侶にして學者たる身に何等内的矛盾を感じなかつたのであらう。救貧法が大改正を加へられた一八三四年の將に暮れんとするに際し、六十八歳を一期として溘焉彼が逝つたのは意味深く考へさせられるところである。

## 七、結 語

マルサス逝きて茲に滿百年、彼の提起した人口對食物の問題は依然として今日の識者の頭腦を刺戟しつゝある。固より其の彩るところの周圍の事情は變轉したけれども、而して彼の抱いた杞憂は部分的に解決されたけ

2) Toynbee, p. 93.



れども、未だ彼の説を根底より覆すに足る程の學説は現れて居らぬやうである。否、マルサスの社會經濟史的背景を辿つた吾人にとつては、彼の時代の英國と今日現在の日本とが寧ろ餘りに多くの類似點を有するのに注意を喚起せしめられざるを得ぬ。即ち我國の現状は上述し來つたところに顧られる如く、既に産業革命の渦中にあつて農業も資本主義的組織に經營せられ、地主對小作の爭議は珍しからぬ事實となつて居る。穀物就中常食たる米の價格は安定を缺き、時に高騰し時に低落し、其の調節を圖らんが爲めに少からぬ考慮が費されつゝある。英國の穀法制定の精神と多少の相違こそあれ、米穀統制法が最近公布されるに至つた。而も國內に於ける凶作は、二百十日といふ荒天が云はゞ先天的に與へられて居ると同様に、周期的なる運命であるかの如く殆ど例外無く起る。外國に對しては通商の杜絶とまで言はざるも、印度・和蘭等より乏しい割當を押付けられ、一葦帶水を隔つる亞細亞大陸の支那とは砲烟を以て見ゆる事變を惹起した。百年前の英國が穀物の凶作に見舞はれ、同時にドーヴァー海峡を挟む歐羅巴大陸の佛國と戰爭を開始した事情と大なる徑庭があると何人が敢て言ふであらうか。若し夫れ人口増加の割合の速かなる一面のみを考へるとせば、茲に第二のマルサスの出現せざるべからざるや必然であると謂つて差支あるまい。

マルサスの説は個人的責任に對する強き訴であつたことは既に重ねて述べたところである。彼は人間が情慾を抑へて個人的幸福及び個人的善に關する觀念に従ふやうに、人間の意思を鞏固ならしめやうと欲した。而してマルサスの信ずるところによれば個人的幸福及び善は萬人の幸福及び善に發展せずして熄むものでない。

即ち新しき時代のマルサスは、外的事情の萬能に盲信して人間精神が之を變革する力無きことを信ずる者であつてはならぬ理である。歴史の唯物的思考にのみ耽つて精神的把握を忘れる者にはマルサスの問題の全貌を解する餘地は與へられぬ。「靈肉の鬭争の激しさを知りつゝも尙ほ人間の生活を變化すべき觀念の力に信を置き、自然法則の峻嚴を信賴するのみならず自然に服従することによつて自然を征服する人間の力を信賴する者こそマルサスの精神に味到し彼の業績を理解し得る<sup>1)</sup>」と論ずるボナーの言は單なる言葉の論理ではない、業績そのものゝ論理である。傾聴すべきである、三省すべきである。

——一九三四年十月——

1) Bonar, p. 398.